

資料編

1 計画策定に向けた燕市障がい者自立支援協議会審議経過

年月日	内 容
平成 29 年 5 月 17 日 (水) 運営会議 (第 1 回)	◆第 1 回全体会審議案件協議
平成 29 年 5 月 29 日 (月) 全体会 (第 1 回)	◆平成 29 年度燕市障がい者自立支援協議会運営方針 ◆計画策定の方向性について
平成 29 年 6 月 21 日 (水) 運営会議 (第 2 回)	◆燕市障がい者基本計画・第 5 期燕市障がい福祉計画・第 1 期 燕市障がい児福祉計画のアンケートについて
平成 29 年 9 月 28 日 (木) 運営会議 (第 3 回)	◆第 2 回全体会審議案件協議
平成 29 年 10 月 11 日 (水) 全体会 (第 2 回)	◆燕市障がい者基本計画・第 4 期燕市障がい福祉計画・第 1 期 燕市障がい児福祉計画中間評価について ◆燕市障がい者基本計画・第 5 期燕市障がい福祉計画・第 1 期 燕市障がい児福祉計画について
平成 29 年 10 月 31 日 (火) 運営会議 (第 4 回)	◆第 3 回全体会審議案件協議
平成 29 年 11 月 17 日 (金) 全体会 (第 3 回)	◆燕市障がい者基本計画・第 5 期燕市障がい福祉計画・第 1 期 燕市障がい児福祉計画について
平成 30 年 1 月 22 日 (月) 運営会議 (第 5 回)	◆第 4 回全体会審議案件協議
平成 30 年 2 月 2 日 (金) 全体会 (第 4 回)	◆燕市障がい者基本計画・第 5 期燕市障がい福祉計画・第 1 期 燕市障がい児福祉計画について

2 燕市障がい者自立支援協議会委員名簿

任期 自 平成 28 年 4 月 1 日
至 平成 31 年 3 月 31 日

区 分	所 属	氏 名	運営会議 参集者
1	相談支援事業 を担う関係者	(福) 燕市社会福祉協議会 【副会長】 外 山 純 子	○
		(福) 燕・西蒲原福祉会 杉 山 敦 彦	○
2	障がい当事者、 団体の代表	燕市身体障害者福祉協会 中 村 芳 郎	
		手をつなぐ育成会 三 浦 章 子	
		吉田精神障害者家族会 「心和会」 指 田 武 巳	
		障害児の地域生活支援を求める会 ぴゅあ・きっず 鈴 木 久 美 子	
3	福祉サービ ス事業関係者	(福) 桜井の里福祉会 青 木 裕 子	
		西蒲原福祉事務組合 高 島 清 一	○
		(福) つばめ福祉会 山 保 司 郎	○
		NPO 法人 アビリティ燕 近 藤 麻 理 子	
		(福) 吉田福祉会 前 山 千 恵 子	○
4	保健・医療・教 育関係者	新潟県三条地域振興局 健康福祉環境部 後 藤 一 安	
		燕市小・中学校長会 村 山 幸 一	
		燕市健康福祉部 小 林 恵 美 子	
5	地域ケアに関 する学識経験 者	学識経験者 【会長】 藤 井 吉 紀	○
		燕市地区民児協 高 畑 楨 子	
6	企業関係機関	巻公共職業安定所 小 黒 正 勝	
		燕商工会議所 大 滝 利 弘	

3 燕市障がい者自立支援協議会設置要綱

平成 19 年 3 月 30 日

告示第 57 号

改正 平成 21 年 4 月 23 日告示第 103 号

平成 24 年 3 月 30 日告示第 76 号

平成 25 年 4 月 1 日告示第 62 号

平成 26 年 3 月 26 日告示第 39 号

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)の規定による相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、燕市障がい者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の情報収集、開発及び改善に関すること。
- (5) 相談支援事業機能強化事業及び県相談支援体制整備事業の活用に関すること。
- (6) 燕市障がい者基本計画及び燕市障がい福祉計画に関すること。
- (7) その他必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業を担う関係者
- (2) 障がい当事者、団体の代表者
- (3) 福祉サービス事業関係者
- (4) 保健、医療及び教育関係者
- (5) 地域ケアに関する学識経験者
- (6) 企業関係機関

3 委員の任期は 3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を求めることができる。

(課題別専門部会及び運営会議)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に諮って課題別専門部会及び運営会議を置くことができる。

(報告)

第7条 会長は、協議事項に関し必要な事項を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(謝金)

第10条 謝金は、日額5,000円とする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月23日告示第103号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第76号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日告示第62号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成26年3月26日告示第39号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

4 燕市障がい者基幹相談支援センター事業実施要綱

平成 26 年 4 月 1 日

告示第 500 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条の 2 に規定する基幹相談支援センターの行う事業（以下「事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は、燕市とする。

2 市長は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営のできる法第 51 条の 19 で指定された一般相談支援事業者又は法第 51 条の 20 で指定された特定相談支援事業者に委託することができる。

(利用対象者)

第 3 条 事業の利用対象者は、市内に居住する者で、法第 4 条に規定する障害者及び障害児、障害児の保護者又は障害者及び障害児の介護を行う者とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(事業内容)

第 4 条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者及び障害児の福祉相談に関すること。
- (2) 総合的かつ専門的な相談支援の実施に関すること。
- (3) 地域における相談支援体制の強化の取組に関すること。
- (4) 地域移行支援及び地域定着支援の促進の取組に関すること。
- (5) 権利擁護制度の推進に関すること。
- (6) 燕市障がい者虐待防止センターに関すること。
- (7) 燕市障がい者自立支援協議会に関すること。
- (8) 障害者福祉施策に関すること。
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めること。

(利用料)

第 5 条 事業の利用料は、原則として無料とする。

(体制)

第 6 条 事業の実施に当り、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、利用者への支援等を効果的に実施するため、相談支援専門員、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的職員を配置するとともに、医師、臨床心理士等の専門的技術等を有する者の協力が得られる体制を確保するものとする。

(遵守事項)

第7条 相談支援を行うに当っては、利用者の意向を生かすとともに権利擁護にも充分留意しなければならない。

2 事業の実施に当っては、関係機関等と日頃から情報交換をするなど円滑な関係づくりに努めなければならない。

3 事業の実施に当っては、利用者のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 事業の適正かつ積極的な運営を確保するため、事業実施計画、相談内容及び処理状況等について、燕市障がい者自立支援協議会に対し報告を行うとともに、その評価を受けなければならない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。